

令和8年度（2026年度）実施 尼崎市職員採用試験 事務職（事務・法務・デジタル）

- ◆ 採用予定日 令和8年（2026年）10月1日以降で調整
- ◆ 受付期間 令和8年（2026年）6月12日（金）～6月28日（日）
- ◆ 受付方法 インターネットによる申込み ※ 市役所窓口では受け付けません。

申込みはこちら↓



<https://public-connect.jp/user/employer/8453>

POINT 1 特別な公務員対策は不要！SPI試験での受験が可能です

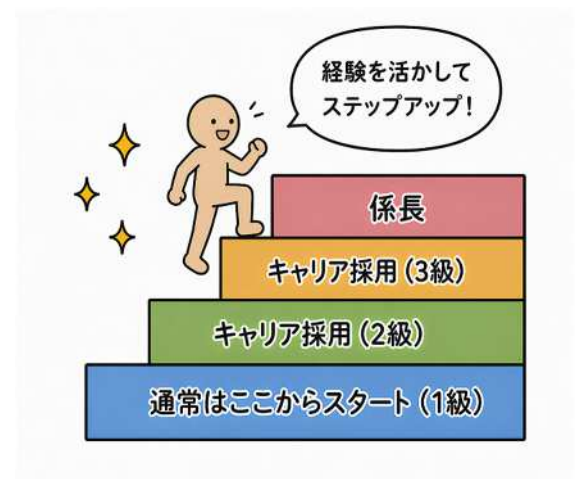
▶公務員試験特有の試験対策は不要。民間企業向けSPI対策をしている方も挑戦しやすい試験です。

POINT 2 ご自身の予定に合わせた面接日時の設定が可能！

▶2次面接はオンライン試験。仕事や学業と両立しながら受験しやすいようご自身で面接を予約いただけます。

POINT 3 40歳まで受験可能！キャリア採用も実施しています

▶民間企業等での経験や採用試験結果から総合的に評価し、
成績優秀な方は、通常より上位職（2級・3級）からスタート！
通常の採用より初任給の水準が高くなるとともに、
早期の昇格が可能に！（大卒のみ実施）



【目次】

1 募集区分及び受験資格	5 試験内容等	9 給与
2 提出書類	6 受験申込手続き	10 勤務形態及び休暇等
3 職務内容	7 合格者発表	11 注意事項
4 選考フロー	8 合格から採用までの流れ	

1 募集区分及び受験資格

試験区分		採用 予定人数	生年月日	学歴	受験資格
事務	既 卒	30人程度	昭和61年(1986年) 4月2日以降に 生まれた人 (満40歳まで)	大学	大学を令和8年(2026年)3月までに卒業した人、かつ民間企業等で正規職員等の経験が1年以上ある人
	キャリア採用				【2級】上記受験資格を満たし、かつ民間企業や自治体等における正規職員としての職務経験が5年以上ある人
					【3級】上記受験資格を満たし、かつ民間企業や自治体等における正規職員としての職務経験が9年以上ある人
	高校既卒	5人程度		高等学校	高等学校を令和8年(2026年)3月までに卒業した人、かつ民間企業や自治体等における正規職員の経験が1年以上ある人
	デジタル			大学	申込締切時点で IT パスポート試験に合格している人、もしくはこれと同等以上の資格を有する人、かつ民間企業や自治体等における正規職員の経験が1年以上ある人
	デジタル キャリア採用	【2級】上記受験資格を満たし、かつ民間企業や自治体等における正規職員としての職務経験が5年以上ある人			
		【3級】上記受験資格を満たし、かつ民間企業や自治体等における正規職員としての職務経験が9年以上ある人			
	法務	若干名	平成3年(1991年) 4月2日以降に 生まれた人 (満35歳まで)	不問	民間企業・自治体等の法務部門(法務に関する自営業を含む。)での法務経験が3年以上ある人
法務 キャリア 採用	大学			【2級】上記受験資格を満たし、次のいずれかに該当する職務経験が5年以上ある人 (1) 自治体における正規職員としての職務経験 (2) 民間企業、自営業等での職務経験で自治体職員としての職務に直接役立つと認められるもの	
		【3級】上記受験資格を満たし、次のいずれかに該当する職務経験が9年以上ある人 (1) 自治体における正規職員としての職務経験 (2) 民間企業、自営業等での職務経験で自治体職員としての職務に直接役立つと認められるもの			

キャリア採用について

- ・試験区分の【キャリア採用】**【2級】**、**【3級】**とは、通常(1級)より高い職位・職責で採用となる区分であり、経験年数に応じて、受験資格が異なります。
- ・試験結果に応じて選択いただいた職位より下位の職位での採用となる可能性があります。
- ・キャリア採用の受験資格に定める「職務経験」については申込時点の職務経験年数にて計算します。**1か所の民間企業や自治体等に正規職員として1年以上継続して就業した期間を通算します。**ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はどちらか一方のみを通算します。また、休業していた期間(病気休職や介護休業など(育児休業は除く))は経験年数に含みません。

2 提出書類

各書類をスキャンし、そのデータを職員採用管理システムの申込項目内に添付してください。氏名変更されている場合は、変更が分かる書類も提出してください。

試験区分	対象者	提出書類
デジタル	全員	■ 申込資格を有していることを証する書類 (ITパスポート試験合格等)
既卒 既卒キャリア 採用	全員	■ (2次選考の合格発表後) 大学の成績証明書

3 職務内容

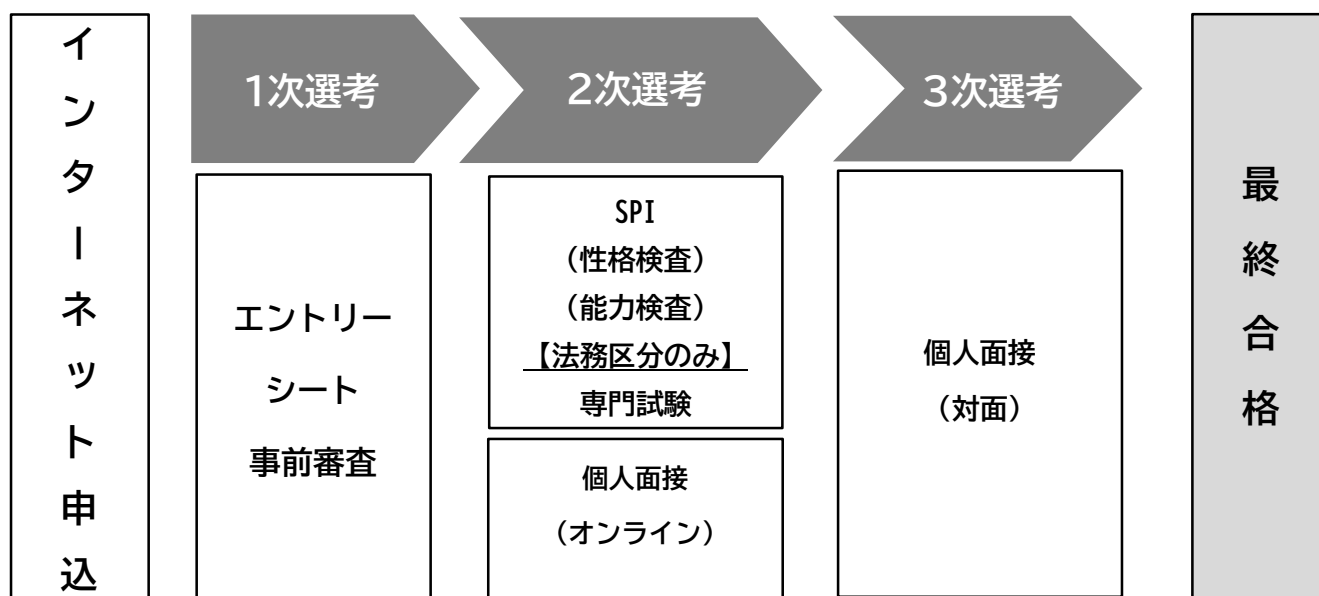
試験区分	職務内容
一般	一般行政事務
デジタル	情報システムの開発・保守等の管理、ICTを活用した業務課題の解決、業務のデジタル化等に関する業務及び一般行政事務
法務	法律関連業務及び一般行政事務

※ 将来的に上記の職務内容以外の職務(部署)へ配属となる可能性があります。

4 選考フロー

(1) 選考フローについては次のとおりです。

2次面接はオンライン試験で、全国どこからでも受験可能です。



※ 試験区分によっては、試験行程及び内容が一部変更となる場合があります。

(2) 試験スケジュールは次のとおりです。

1次試験	申込	6月12日(金)から6月28日(日)まで
	合格発表	7月上旬(予定)
2次試験	日程	7月中～下旬(予定) ※ 1次試験合格者に別途通知いたします
	合格発表	7月下旬(予定)
3次試験	日程	8月上～中旬(予定) ※ 2次試験合格者に別途通知いたします
	合格発表	8月下旬(予定)

※ 試験区分によっては、予定より前後する場合があります。

5 試験内容等

【2次選考】SPI（基礎能力検査（択一式））

試験方法	性格検査・能力検査
試験場所・方法	<p>性格検査：自宅等（オンライン） 能力検査：テストセンター</p> <p>株式会社リクルートマネジメントソリューションズが設置している全国のテストセンター会場で受験いただきます。（会場情報 https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ SPI 受験予約方法は、パブリックコネクトのマイページにて通知します。 ■ 最終日直前はテストセンターの予約が混み合うことが予想されますので、余裕をもって申込みをお願いします。 ■ SPI（性格検査）は、面接や採用時の参考資料とするために実施します。 ■ いかなる場合も2次選考最終日を過ぎた場合は結果を受け付けることはできません。前回結果を送信する場合も2次選考最終日までに送信を完了するようにしてください。
【2次選考】専門試験（法務区分のみ）	
試験方法	尼崎市が指定する会場 ※1次選考合格者に個別に通知します。
試験内容	民法・行政法・地方自治法（択一式）
【2次選考】個人面接（オンライン）	
試験方法	オンライン
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ カメラ・マイク機能を備えたパソコンやスマートフォン等及び Wi-Fi 等のインターネット環境を各自で準備していただく必要があります。 ■ 事前に動作確認をお願いします。



【3次選考】個人面接（対面）

試験方法	個人面接（尼崎市役所（尼崎市東七松町1丁目23番1号）周辺）
------	--------------------------------

6 受験申込手続

インターネットによる電子での申込みのみとなります。(窓口での受付は行っておりません。)

申込方法

- (1) 受験申込みにはパブリックコネクト(官公庁採用プラットフォーム)の会員登録(無料)が必要になります。
※登録時に、基本情報、学歴、職歴等の情報入力が必要です。(既に登録済みの場合、新たな登録は不要)
- (2) 本登録後、パブリックコネクトにて、【職員募集】の 카테고리から、ご希望の職種を選択してエントリーを行ってください。
- (3) 資格をお持ちの方については、受験する試験区分に関連しないものであっても、可能な限りパブリックコネクトのプロフィール欄にご記入ください。(ex.図書館司書、TOEIC・英検、ITパスポート、簿記、自動車運転免許)
- (4) エントリーが完了すると、「エントリー完了のお知らせ」メールが通知されます。メールが届かない場合はパブリックコネクトの問い合わせ窓口までお問い合わせください。(申込受付期間中に申込みが完了しなければ、いかなる理由があっても受付できません。)

申込みはこちら↓



<https://public-connect.jp/user/employer/8453>

※申込受付期間締め切り間際はアクセスが集中し、インターネットの特性として、データの送信に時間がかかり、申込受付期間中に申込みが完了できない場合がありますので、余裕を持って早めに申込みをしてください。

添付書類

- (1) 顔写真のデータ
 - ・ 申込前3か月以内に撮影した本人と確認できる明瞭な写真データ、上半身、脱帽、正面向き。
 - ・ 登録可能なファイル形式は画像(GIF/JPEG/JPG)のみ、データサイズは最大3MBです。
- (2) 各職種に応じて、各提出書類をスキャンしていただき、そのデータをエントリー時に添付してください。

留意事項

- ・ パブリックコネクトにご登録いただいた情報は、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事業以外の目的で使用することはありません。
- ・ 「@city.amagasaki.hyogo.jp」「@public-connect.jp」「@arorua.net」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください(スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください)。
- ・ 申込受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、パブリックコネクトの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、パブリックコネクトの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがあります。あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込遅延等には対応できませんのでご注意ください。
- ・ 申込者が使用するパソコン等の機器や通信障害に関するトラブルには対応できません。また、申込みに係る通信料は申込者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

7 合格者発表

- (1) 合格発表は、パブリックコネクトのメッセージ機能で通知を行います。電話、来庁、メール等による合否の照会には応じられません。
- (2) 各試験結果は当該試験の合格決定後、リセットし、次の試験で加味しません。

8 合格から採用までの流れ

(1) 最終合格者（3次選考合格者）

最終合格者には、採用内定の通知を行います。

(2) 採用候補者名簿

採用基準には達しているものの、採用定員の関係で最終合格に至らなかった人については、試験区分ごとに成績順で「採用候補者名簿」に登録され、合格者からの採用を辞退する旨の申し出や、年度途中における職員の退職等により、採用が必要となった場合に最終合格者として採用内定の通知を行います。

(3) 採用候補者名簿の有効期間

名簿の有効期間は原則として名簿登載の日から1年間とします。有効期間経過後は、自動的に採用候補者名簿が失効し、名簿の登録が終了することとなります（失効についての通知等はいりません。）。

(4) 採用日

状況により採用予定者と調整のうえ試験実施年度中での採用を行います。

(5) 留意事項

2026年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（2024年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等に接する業務については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。確認の結果、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用をしない場合や採用後の配置について制限がかかる場合があります。このため、あらかじめ採用までの過程において、書面等により、特定性犯罪の前科の有無の確認を行うとともに、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。（特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容はP.10・11をご確認ください。）

9 給与

(1) 給与（地域手当を含みます。）

令和8年（2026年）5月1日現在

学歴	大学卒	5年 （既卒）	10年 （既卒）
給与月額	267,192円	283,284円	289,872円
年収	約448万円	約471万円	約482万円

学歴	【キャリア採用】 2級（経験年数5年）	【キャリア採用】 3級（経験年数9年）
給与月額	293,544円	321,624円
年収	約488万円	約535万円

※ 上記はあくまでも参考例であり、給与の最低額を保証するものではありません。

※ 給与支給月額が上限に達する場合があります。

(2) 賞与（期末・勤勉手当）

6月・12月の年2回支給（令和7年度（2025年度）実績4.65か月）

※ 在職期間で支給率が変動しますので、初年度は上記の年収より減額となります。

(3) その他手当

扶養手当・住居手当・通勤手当等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

※ (1)の給与にはその他手当は含まれていません。

10 勤務形態及び休暇等

(1) 勤務形態

勤務時間は月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分までです。ただし、勤務場所によっては異なる場合があります。

(2) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇（4月1日採用の場合、年次有給休暇は20日、夏季休暇は6～10月の間で6日）などがあります。

(3) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

尼崎市役所本庁舎は、敷地内禁煙です。

※ 勤務場所により、受動喫煙防止措置の状況は異なります。

(1) 学歴欄における受験対象者

ア 大学

- (ア) 学校教育法に規定される4年制大学(専門職大学)を卒業した人及び卒業見込みの人
(ただし、学校教育法第87条第2項に規定する修業年限6年の大学については6年)
- (イ) 上記と同等と認める学校(気象大学校等)を卒業した人及び卒業見込みの人
(外国において「ア」に規定する4年制大学に相当する課程を修了した人及び修了見込みの人を含みます。)
- (ウ) 「大学改革支援・学位授与機構」により学士を授与された人
(短期大学・高等専門学校等卒業で大学の科目履修生制度等を利用して学士を授与された人は大学卒区分での受験となります。)
- (エ) 専修学校の専門課程を卒業した人及び卒業見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は取得見込みの人は大学卒区分での受験となります。

イ 短期大学・高等専門学校

- (ア) 学校教育法に規定される短期大学(専門職短期大学)・高等専門学校を卒業した人及び卒業見込みの人(専門職大学の前期課程を修了し、短期大学士(専門職)の学位を授与された人も含みます。)
- (イ) 上記と同等と認める学校(職業能力開発短期大学校、専修学校の専門課程(大学卒区分に該当する者を除く。)、農業大学校等)を卒業した人及び卒業見込みの人

ウ 高等学校

学校教育法に規定される高等学校で、「高等学校卒業と認められるもの」を含みます。

(2) その他留意事項

ア 地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

イ いずれか1つの試験区分のみ申込みが可能です。

申込学歴が複数ある区分に関しては、資格要件を満たす上位学歴が優先されます。また、受付後の区分の変更はできません。(例:大学を卒業及び見込みの人は、高校既卒区分に申込みはできません。)

ウ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。

エ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。なお、卒業・修了や資格・免許取得の見込みを要件として受験した人は、この採用試験に合格しても、卒業・修了や資格・免許を取得できなかった場合には採用することができません。採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

オ 本年度中に実施した職員採用試験を受験し不合格となった方は同区分の試験を受験することはできません。
ただし、会計年度任用職員採用試験、育休任期付職員採用試験とは併願可能です。

別紙

特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容は以下をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

- 第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一

条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号口及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※ 第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

尼崎市採用試験HP



尼崎市採用担当X



尼崎市公式FB



お問い合わせ先 尼崎市総務局人事管理部人事課
住 所 〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目5-20
市政情報センター2階
電 話 (06) 6415-6167 (直通)
F A X (06) 6415-6481
M A I L ama-saiyou@city.amagasaki.hyogo.jp

